

屋久島国立公園公式 Facebook 運用規則

本規則は、屋久島国立公園公式 Facebook (<https://www.facebook.com/屋久島国立公園Yakushima-National-Park-108298987740953/>) (以下、「公式 FB」という。)のアカウントの運用に関する事務的な手続きに関する規則について定めます。

1. 投稿内容

①屋久島国立公園の魅力や旬な情報を伝える写真

(職員が撮影した写真に加え、パークボランティアや MW・GW 事業等の関係者から提供された写真も対象にする。写真のタイトルには可能な範囲で英名と日本語による紹介記事を記す。)

②屋久島国立公園で開催される環境省主催または協力等行事や地域行事の情報

(関係機関が実施するイベントを含む。)

③九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所が実施した、もしくはこれから実施する業務の情報

④その他、屋久島国立公園の普及啓発や注意喚起に関する情報

投稿内容については以下の注意事項に留意する。

- ・投稿内容には要機密情報を含まないこと
- ・投稿する写真等については、「顔、名札等の容易に個人が特定できるような画像」「要機密情報を含む文書、書類等の映り込み」等がないことを事前に確認すること(ただし、掲載について御本人様の事前承諾を頂いている場合を除く。事前確認は書面で残すことが望まれる。)

2. 投稿担当

下記事務所の国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園管理官、生態系保全等専門員、及び自然保護官補佐(以下、「担当者」という。)が投稿及び公式 FB ページの操作を行うことを基本とする。

- ・屋久島自然保護官事務所(以下、「当所」という。)

3. 投稿頻度

公式 FB について、2週間に 1 回以上の投稿を基本とする。

4. 投稿フロー

公式 FB について、担当者は屋久島国立公園公式 FB 運用方針(以下、「運用方針」という。)[5. 利用者による書き込みの削除等]に準じて、不適切な内容が含まれないことを確認し、国立公園管理官、国立公園利用企画官、生態系保全等専門員もしくは自然保護官補佐が投稿する場合には当所国立公園保護管理企画官(首席企画官)に了承を得て投稿する。

投稿内容に以下が含まれる場合は、九州地方環境事務所国立公園課長もしくは同地方環境事務所統括自然保護企画官の了承を得ることとする。

- ①政策判断を要する内容
- ②報道発表と連動した内容
- ③その他、確認が必要と考えられる内容

詳細の投稿フローについては<別紙1>のとおり。

5. 利用者による書き込みの削除の等

運用方針「5. 利用者による書き込みの削除等」に基づき、随時担当者が削除等を行う。

6. フォロー・シェア

他アカウントについて、行政機関、もしくはそれに準じた機関等が運用しているアカウント、その他必要があると認められる場合にフォローすることができる。

また、他アカウントの投稿内容について、運用方針「2 基本方針」に準じた内容であればシェアすることができる。

いずれの場合も、当所国立公園保護管理企画官もしくは国立公園利用企画官の了承を得ることとする。

7. Facebook グループへの参加ルール

屋久島国立公園に関する普及啓発ならびに情報共有に資する Facebook グループへの参加は、必要があると認められる場合にのみ参加申請をすることができる。Facebook グループ内における投稿や返信は、運用方針に従うことを前提とした上で、当該グループの設置趣旨に合うと判断された場合にのみ実施することができる。

Facebook グループへの参加申請ならびに Facebook グループ内の投稿や返信にあたっては、当所国立公園保護管理企画官もしくは国立公園利用企画官の了承を得ることとする。

8. 認証情報の管理(アカウント名、パスワードの変更等)

認証情報の管理は、担当者が Facebook プライバシー基本ガイドに基づき実施する。認証情報の変更にあたっては、当所国立公園保護管理企画官の了承を得るものとする。

なお、パスワードの管理については、以下の事項に留意する。

- ・推測され易いものを避けて設定する
- ・担当者以外の人に知られないよう管理する
- ・パスワードの漏洩等が懸念される場合、または、担当者等の異動があった場合には、新しいパスワードに変更する。

9. 利用責任者

利用責任者は、九州地方環境事務所長の任命を受け、国立公園課長とする。

10. 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制

<別紙2>のとおりとする。

担当者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した場合は、大臣官房総務課環境情報室(環境省 CSIRT)に報告し指示に従うこととともに、情報セキュリティ責任者(九州地方環境事務所長)、課室情報セキュリティ責任者(九州地方環境事務所国立公園課長)及び九州地方環境事務所総務課に報告する。

情報セキュリティインシデントの対処が完了した場合は、大臣官房総務課環境情報室(環境省 CSIRT)、情報セキュリティ責任者(九州地方環境事務所長)、課室情報セキュリティ責任者(九州地方環境事務所国立公園課

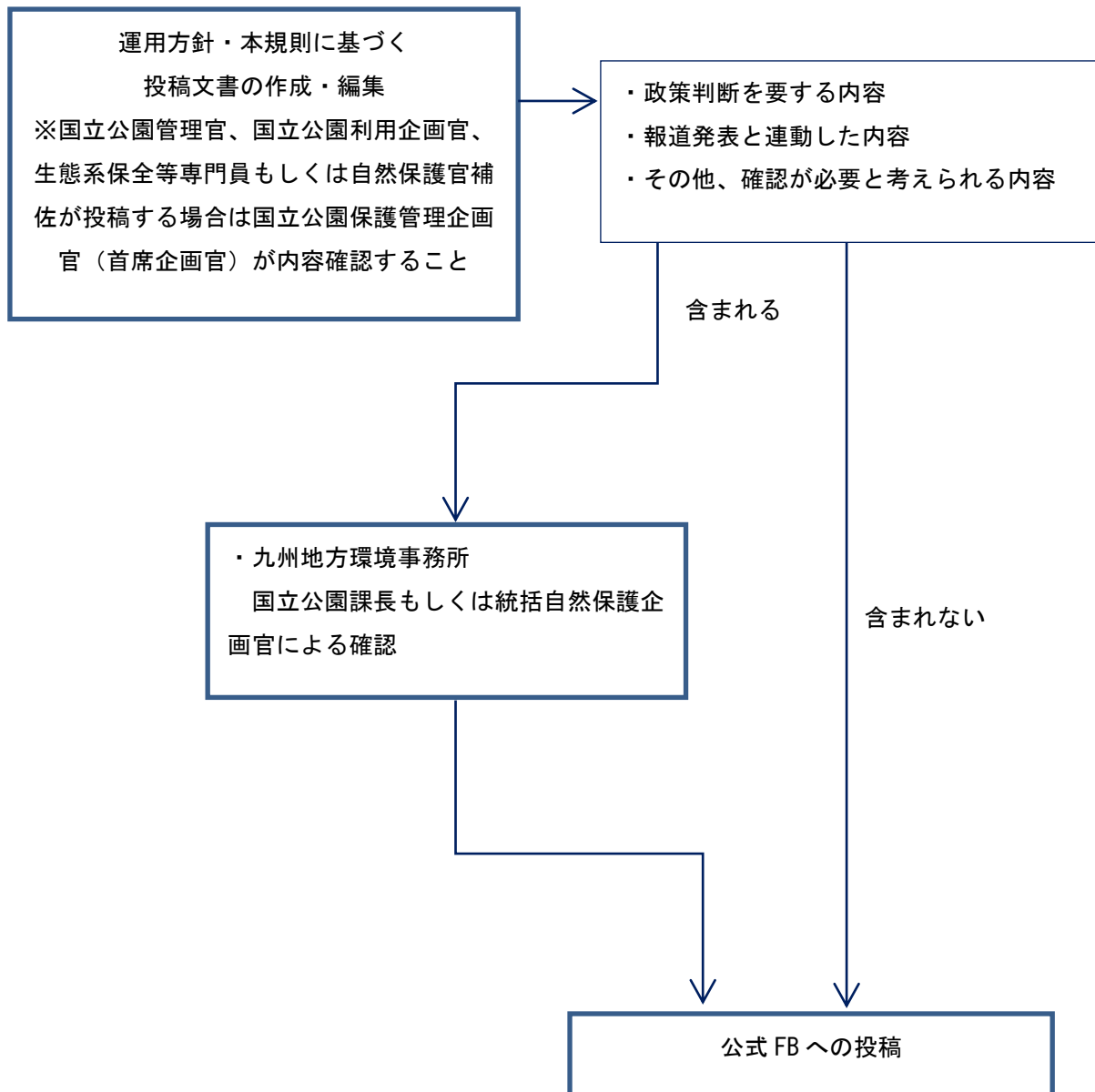
長)及び九州地方環境事務所総務課に報告するとともに、再発防止や対処手順、体勢等を見直しを実施する。
事情の変化が生じた場合は連絡体制を更新することとし、連絡体制記載の関係者に周知する。

11. その他の運用規則

基本的に運用方針及び環境省公式 SNS(Twitter 及び Facebook)運用方針に準拠する。これらに該当しない事項は、九州地方環境事務所国立公園課長もしくは同地方環境事務所統括自然保護企画官と協議して運用する。

令和2年 10 月 5 日 施行

<別紙 1> 投稿フロー



<別紙2> 情報セキュリティインシデント発生時における連絡体制

